

## 平成30年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算

平成30年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第2号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ563千円を減額し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,243千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の  
歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月31日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	4,580	△49	4,531
	1 使用料	4,580	△49	4,531
2	繰入金	7,514	△514	7,000
	1 一般会計繰入金	7,514	△514	7,000
	歳 入 合 計	12,806	△563	12,243

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	事業費	9,241	△563	8,678
	1 事業費	9,241	△563	8,678
	歳 出 合 計	12,806	△563	12,243

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 使用料及び手数料	4,580	△49	4,531
2 繰入金	7,514	△514	7,000
歳入合計	12,806	△563	12,243



(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費	千円 9,241	千円 △563	千円 8,678
歳 出 合 計	12,806	△563	12,243

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△563
0	0	0	△563

2 歳 入

1 款 使用料及び手数料

△49千円

1 項 使用料

△49千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 排水施設使用料	千円 4,580	千円 △49	千円 4,531
計	4,580	△49	4,531

2 款 繰入金

△514千円

1 項 一般会計繰入金

△514千円

1 一般会計繰入金	7,514	△514	7,000
計	7,514	△514	7,000

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 排水施設使用料	千円 △49	相島漁業集落排水施設使用料	千円 △49

1 一般会計繰入金	△514	一般会計繰入金	△514

3 歳 出

1 款 事業費

△563千円

1 項 事業費

△563千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 排水施設管理費	千円 9,241	千円 △563	千円 8,678	千円	千円	千円	千円 △563
計	9,241	△563	8,678	0	0	0	△563

節		説 明
区 分	金 額	
14 使用料及び賃借料	千円 △60	船舶借上料 千円 △60
15 工事請負費	△470	排水施設工事費 △470
27 公課費	△33	消費税及び地方消費税納税額 △33